



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年3月26日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	溝 口	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

建設業法に基づく監督処分について

令和7年3月26日（水）、下記のとおり建設業法に基づく監督処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者の概要

業者名 久富電設株式会社
代表者名 代表取締役 久富 里美
所在地 岐阜県大垣市小野1-22-1

2 処分を行った理由

久富電設（株）の代表取締役（当時）が、池田町長（当時）に対し、令和4年2月14日に同町発注予定の工事において自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に現金100万円を供与し、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長（当時）と共謀の上、秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。

このことについて、令和6年7月22日に贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で公訴の提起をされ、令和7年1月27日に岐阜地方裁判所から懲役1年4月（執行猶予3年）の判決を受け、令和7年2月11日、その刑が確定した。

上記が建設業法第28条第3項（同条第1項第2号及び第3号該当）に該当すると認められる。

3 行った監督処分の内容

営業の停止命令（建設業法第28条第3項の規定による）

(1) 営業停止の期間

令和7年4月10日から令和8年4月9日までの1年間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

【参考】

○建設業法（昭和24年法律第100号）

（指示及び営業の停止）

第28条（第1項本文 略）

一 （略）

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。

四～九 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 （以下略）